

日本生体医工学会中国四国支部若手研究奨励基金規約

平成 29 年 5 月 3 日制定
令和 6 年 9 月 5 日一部改正

第一条

当基金は若手研究者による研究成果の国際化を目的とし、まずは国内外での学会発表を奨励するために研究奨励金を設置するものである。

第二条

当基金による補助事業は平成 29 年 4 月 1 日から開始し、当基金の財源がなくなり次第、事業を終了し、基金を解散する。

第三条

本事業に関する手続きは、日本生体医工学会中国四国支部若手研究奨励基金規約細則に定める。

附則

1. この規約は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
2. この規定は令和 6 年 10 月 11 日から適用する。

日本生体医工学中国四国支部若手研究奨励基金規約細則（案）

申請条件

- ・申請者は、生体医工学に関わる国際会議等にて発表する若手研究者であること。
- ・申請者は、当該国際会議等での発表時に満 39 歳以下の日本生体医工学会会員であること。非会員の場合、受賞時に本学会会員にならなければならない。

手続

1. 申請者は申請書類に必要事項を記入して、日本生体医工学中国四国支部事務局に電子メールにて申請する。
2. 日本生体医工学中国四国支部長ならびに若干名の支部評議員は、申請の度に支給の可否の審議を行い、上限を一人 10 万円として補助金額を決定する。
3. 審議は 2 で述べた構成員による絶対基準での優・良・可の採点で、過半数が良以上の評点を得たものを支給可とする。